

令和2年4月28日

保護者の皆様へ

加古川市

### 市立認定こども園・保育園の特別保育の期間を延長します

新型コロナウイルス感染症にかかる対応に対してご協力いただきありがとうございます。

当市では4月7日に緊急事態宣言が発令され、4月16日から、やむを得ない場合に限り受け入れる「特別保育」に移行したところですが、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、引き続き感染防止を一層徹底し、子どもたちの命を守るために**5月30日(土)まで、「特別保育」を延長します。**

今後も、できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願いします。また、期間が延長になることで新たに保育が必要になる方については、施設まで**特別保育申出書**をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、今後示される国及び県の方針を踏まえ、変更がある場合は、改めて連絡させていただきます。また、加古川市ホームページでもお知らせいたします。

#### 記

- 1 特別保育の期間 令和2年4月16日(木) ～ 5月30日(土)
- 2 特別保育の対象 医療従事者や警察、消防、介護等、社会の機能を維持するために就業継続が必要な方等で、かつ、「特別保育申出書」を提出した方 ※できるだけ前日までに提出をお願いします。  
(一度、提出された方は必要ありません)  
(「特別保育申出書」は加古川市ホームページに掲載)
- 3 保育料について 特別保育の期間中、施設を利用されなかった日は、日割り計算による減免を行います。
- 4 施設からの連絡

特別保育の申出をいただいている場合も、登園にあたっては、感染防止の観点からお子さまの健康状態の確認(検温等)を行っていただき、発熱や咳などの風邪症状が見られるときは、無理に登園せず、ご自宅で休養していただくようお願いいたします。

家庭保育の協力をいただいている世帯には、園児の様子や健康調査の連絡を施設より行うことがあります。園児の居所が変わる場合には、施設まで連絡をお願いします。

#### 【担当】

加古川市こども部幼児保育課  
入園係 079-427-9213(直通)